

社会人野球クラブのNPO法人化に対する意識と課題

発表者 堀井光太郎
指導教員 加藤 敏弘

キーワード：NPO法人化、社会人野球クラブ、活動資金

1. 緒言

近年、NPO法人が運営を行うスポーツ関連団体が増えている。NPO法人を取得することにより、資金面や信用面のメリットから活動が行いやすくなると言われている¹⁾。

社会人野球クラブは、現在様々な課題を抱えている。バブル崩壊によって企業スポーツが衰退し、企業チームが休・廃部を続ける現代において、企業には頼らないチーム運営が求められている。全国の社会人野球クラブのほとんどは任意団体であるが、少数ながらNPO法人が運営を行っている。

本研究では、NPO法人化は社会人野球クラブの活動の手助けになるのか否かを考察する。NPO法人が運営する全国各地の社会人野球クラブとNPO法人による運営を行っていない社会人野球クラブに対してアンケート調査を実施した。その結果と文献を照らし合わせながら、NPO法人が運営を行っている社会人野球クラブとNPO法人による運営を行っていない社会人野球クラブのそれぞれの現状やNPO法人化に対する意識を明らかにし、分析・考察を行った。なお、「NPO法人」とはNPO法人が運営を行っている社会人野球クラブを、「非NPO法人」とはNPO法人による運営を行っていない社会人野球クラブを指すこととする。

2. 研究方法

1) 文献研究

NPO法人と社会人野球クラブの2点について、文献研究を行った。NPO法人については、その概念や現状に加え、一般的な任意団体がNPO法人化する場合に受ける影響を調査した。社会人野球クラブについては、企業スポーツや社会人野球界の歴史とともに、現在の一般的な社会人野球クラブを取り巻く環境について調査した。

2) アンケート調査

a. 対象・調査方法・分析方法

NPO法人と非NPO法人の2群に対し、アンケート調査を行った。日本野球連盟に加盟しているクラブ登録チームの内、ホームページ等でe-mailアドレスの入手が可能であったチームに協力を依頼した。協力が得られたチームに加え、事業所等の住所が記載されていたチームには直接、アンケートを送付して回答を得た。回答を得られたのはNPO法人10チーム、非NPO法人17チームであり、回収率はNPO法人62.5%、非NPO法人33.3%であった。その後、統計ソフトSPSSを用いて分析を行った。主に、同じ質問に対してのNPO法人と非NPO法人の差を、クロス集計表からカイ2乗検定を行った。有意水準は全て5%未満とした。

b. アンケート内容

調査内容は、1) クラブの概要について2) 活動

資金について3) 日常の練習や大会成績等について4) NPO法人化に対する意識についてとした。

1)～3)についてはNPO法人と非NPO法人で同じ質問項目を用意した。4)については、NPO法人には主に法人取得前と取得後の意識の変化を、非NPO法人には主に法人取得への関心や取得難易度の意識について質問を行った。

3. 結果と考察

1) 文献研究の結果からの考察

a. NPO法人化のメリットとデメリット

一般団体がNPO法人化することのメリットとしては、1) 社会的信用の増加2) 権利義務の主体となること3) 資金面において優遇されることが挙げられる。NPO法人取得に際しては、定款、事業計画書、予算書の作成に加え、10人以上の社員がいることなどの要件が存在する。NPO法人であることはこれらの要件を満たしていることを意味し、組織体制が整っていることの証明となるため、社会的な信用が増す²⁾。また、法人格を取得することで、各種登記や契約等を法人名義で行うことができるようになる。任意団体の場合は、これらを全て代表者名義で行わなければならない。NPO法人格を取得して団体が権利義務の主体となることによって、これらの負担を解消することが可能になる³⁾。さらに国や地方公共団体、公的金融機関等がNPOの支援に取り組んでいるため、任意団体に比べて各種助成金や補助金の融資を受けやすいことなどから、資金面での待遇が良くなることが期待される⁴⁾。

また、デメリットとしては、1) 設立の困難さ2) 事務処理の困難さ3) 活動内容が制約されることが挙げられる。NPO法人の設立は、株式会社代表される社団法人等に比べて困難だと言える。提出書類が多く、また時間もかかることなどが理由として挙げられた²⁾。またNPO法人は、社会一般に対し事業報告書を公開することが法令により定められているが、馬場は「事業報告書等を作成するに当たって従うべき会計基準が明確にされておらず、さらにスキルを有した人材が不足している」と述べている⁴⁾。事業報告書や会計報告書の作成は楽であるとは言えず、設立後の事務処理が煩雑になることが予想される。さらに、NPO法人はその「非営利団体である」という特徴から、何らかの社会貢献活動を行うことが必須であったり、自由に収益事業を行うことが認められていなかったりするため、活動内容が制約されてしまうとと言える。

b. 社会人野球クラブについて

社会人野球を統括しているのは、財団法人日本野球連盟であり、加盟方法には会社登録とクラブ登録の2種類がある。会社等の法人による登録ではないものが後者のクラブ登録チームとなる。

1980年代後半までは、クラブ登録チームよりも会社登録チームの方が多かった。しかし、バブル崩壊を中心とした不景気によって企業スポーツは衰退し、会社チームの多くは休・廃部を余儀なくされた。クラブ登録チームの数は、2011年には全クラブ数の約75%にまで増加しており、大島も、「地域社会と一体になったクラブチームを模索していかなければ、社会人野球が生き残れなくなっている⁵⁾」と述べている。企業に頼らないクラブ運営が求められていると言える。

2) アンケート結果からの考察

a. NPO 法人と非 NPO 法人に共通する質問

1) クラブの概要について 2) 活動資金について 3) 日常の練習や大会成績等についての3項目についての結果は、1年間あたりの練習試合数や野球教室を開催しているか、スポーツイベントを開催しているかなどにおいて両者に有意な差が認められた。しかし、その他ほとんどの項目については有意な差が認められなかったことから、現状では NPO 法人と非 NPO 法人において大きな違いはないと考えられる。

b. NPO 法人に対する質問

選択肢を6項目用意し複数回答してもらった結果、「NPO 法人を取得した理由」として最も多かった回答は、「活動資金の増加」と「社会的信用の増加」であり、ともに70%の法人が回答した。ところが、同選択肢を用意した「実際にはどうだったか」という質問に対して、上記に対応した「活動資金が増加した」「社会的信用が増加した」などを含め全ての選択肢での回答数が減少した。NPO 法人化によって、狙ったメリットを生じさせることができるとは言えず、あるいは NPO 法人化への期待が過度である可能性が伺えた。

また、法人取得の前後において取得難易度に関する意識が変化したかどうかを調査した結果、予想よりも大変だったと感じた法人は存在しなかった。今回の調査結果では、NPO 法人化が自団体の予想よりも簡単であることが分かった。この事実は、NPO 法人化の困難さに不安を感じている任意団体に対し、法人化を後押しするデータになると考えられる。

c. 非 NPO 法人に対する質問

非 NPO 法人の69%が、NPO 法人化に対し「関心がない」と回答し、自由記述において「よく分からない」「必要を感じない」といった内容がみられた。さらに、「関心がある」と回答したチームにおいても、自由記述において「法人取得のメリットがわからない」などの回答がみられた。これらのことから、非 NPO 法人は、NPO 法人化に対して関心がないだけでなく、自団体の NPO 法人化についての検証も行っていない可能性が伺えた。

4. まとめ

本研究では、「NPO 法人化によって社会人野球クラブは様々なメリットを得られるため、任意団

体である社会人野球クラブにとって NPO 法人化は有効な手段の一つである」という仮説の元、文献研究・アンケート調査・分析を行った。その結果、以下のことが明らかになった。

・任意団体である社会人野球クラブが NPO 法人化によって活動を行いやすくするためには、自団体におけるその影響についての検証が必須である。

・「NPO 法人化に関心がない」または「法人化による影響の検討をしていない」状態の社会人野球クラブがただ NPO 法人化をしても、そのメリットを最大限に得ることは難しいと言える。

・NPO 法人化は任意団体に対し、様々な影響を与えるが、そのメリットやデメリットはあくまで一般論であり、それがそのまま自団体にも当てはまるとは限らないということに注意しなければならない。そのデメリットのみを被り、メリットを得られないケースも十分に考えられる。

・2011年11月現在、NPO 法人が運営を行っている社会人野球クラブは16チームであり、その他249チームと比較すると非常に少ない。NPO 法人が運営を行う社会人野球クラブが今後増えていくことによって、データがより信頼できるものになると考えられる。

・NPO 法人化に関する検証を十分に行っている社会人野球クラブは少ないと言えるため、仮にそういった検証を促すような政策等が行われれば、任意団体がより NPO 法人について知ることができると考えられる。

・NPO 法人化によって全ての社会人野球クラブが必ず活動を行いやすくなるとは言えないが、NPO 法人化の恩恵を受けることができる社会人野球クラブは確かに存在するため、「NPO 法人化」という手段を全国の社会人野球クラブに知ってもらい、検討してもらうことが望ましい。

今後の課題としては、「NPO 法人による運営を行っていない社会人野球クラブに対して NPO 法人化における意義・影響を把握してもらい、自団体におけるそれについて検証してもらうこと」や、「『どうすればそれが可能であるか』について考察し、実験する」ことが必要であると考えられる。

5. 引用・参考文献

- 1) 内閣府 NPO HP 特定非営利活動促進法 FAQ https://www.npo-homepage.go.jp/about/new_npo/doc_faq_2.html (2011/1/30 現在)
- 2) 国税庁 HP 特定非営利活動促進法により設立された NPO 法人の法人税法上の取扱い http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shit_sugi/hojin/21/14.htm (2011/1/30 現在)
- 3) 内藤正和(2006)「総合型地域スポーツクラブの NPO 法人化に関する研究」
- 4) 馬場英朗(2009)「NPO 法人のディスクロージャー及び会計的諸課題に関する研究」
- 5) 大島裕史 (2009)「企業チームの撤退・縮小が進む社会人野球はクラブ化で生き残れるか」『企業スポーツの撤退と混迷する日本のスポーツ』創文企画 pp.73